



発行者：一般社団法人 板橋産業連合会 ☎03-3962-0131
東京都板橋区仲宿54-10 板橋産連会館
公式ホームページ URL: <https://itabashisanren.org>

2025年5月1日
第1284号

No! HARASSMENT

「ノーハラ」で会社は強くなる。

パワハラやセクハラだけでなく、様々な「ハラスメント」が取り沙汰される昨今。

ハラスメント防止対策に取り組むことは、自社の社員を守るだけでなく、社内外から評価され“優秀な人材が集まる”“新たな事業の芽が育つ”といった会社の成長戦略にもつながるはずです。

そんな中小企業を応援するため、本サイトをオープンしました。今こそ「ノーハラ」で強い組織をつくりませんか？



～「ノーハラ」で会社組織を強くする～

東京都産業労働局

TOKYOノーハラ 企業支援ナビ（特設サイト）のご案内

令和2年6月から、改正労働施策総合推進法が施行され、事業主に対してパワーハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられました。令和4年4月1日より、中小企業も防止措置が義務付けられています。



TOKYOノーハラ
企業支援ナビ

また、同改正法に関連して厚生労働省の指針で、就活中の学生さんたちにもセクシュアルハラスメントなどの防止措置をとることが望ましい、と示されました。

一方で、ハラスメントは、パワハラやセクハラに留まらず、SOGIハラやリモハラなどの様々な種類が存在し問題視されています。「知らなかった」「そんなつもりではなかった」では許されないのがハラスメントです。

そうした背景を踏まえて、東京都では企業のハラスメント防止対策への理解促進・取組支援を図るため、本サイトを立ち上げました。企業規模にかかわらずしっかりと対策に取り組むことは、自社の社員を守るだけでなく、快適な職場環境があることで社内外からの評価も向上し、“優秀な人材が集まる”“新たな事業の芽が育つ”といった会社の成長戦略にもつながるはず。

今こそ「ノーハラ」で強い組織をつくりませんか？

TOKYOノーハラ企業支援ナビ



企業支援ナビでは、ハラスメント防止対策をはじめ、動画コンテンツの視聴、オンラインセミナー、企業の取り組み事例など、様々な情報にアクセスすることができます。



2025年4月1日 「出生後休業支援給付金」が創設されました



〈厚生労働省・東京労働局・ハローワーク〉

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

育児休業等給付



1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育児休業または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（次ページの3参照）に該当していること

※ 対象期間

- ・ 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間
- ・ 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

*2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

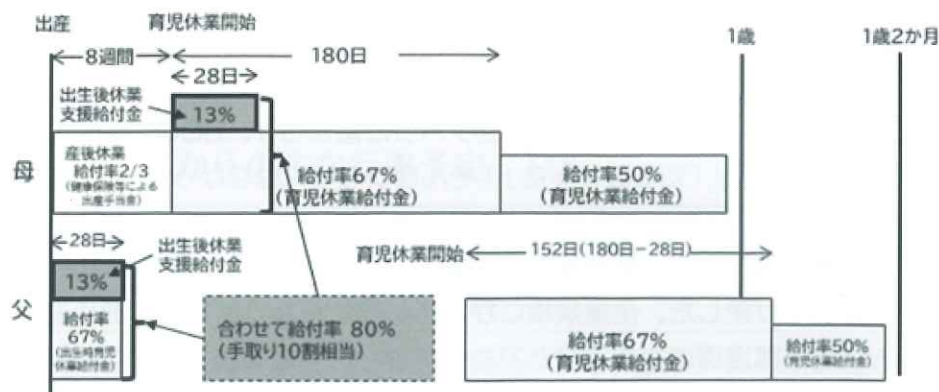
2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額※1）×休業期間の日数（28日が上限）※2）×13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に4、5、6のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません

4 支給申請手続き

- ・ 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- ・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目のいずれか一つを記入してください。（複数記載は不可）

Ⅰ「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間（注）に育児休業をすることはありませので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅱ「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間（注）に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

Ⅲ「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率が変わりました

〈厚生労働省・東京労働局・ハローワーク〉

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達次点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わりました。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下 （61%以下）	各月に支払われた賃金額の10%（15%）
64%超75%未満 （61%超75%未満）	各月に支払われた賃金額の10%（15%）から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※（ ）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 至急限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は、その期間が5年を満了することになった日）**を迎えた方**が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年を満了することになった日）を迎えた方は、現行の支給率から変更はありません。

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」等のパンフレット、ハローワークインターネットサービス等でご確認ください。

ハローワークインターネットサービス 雇用継続給付



令和7年4月1日以降の支給率早見表

60歳到達時点の賃金月額（60歳に到達等する前6か月間の平均賃金）と比較した各月に支払われた賃金等の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乘することにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

ハローワーク池袋管内事業所 雇用保険事務担当者の皆さまへ

〈ハローワーク池袋 雇用保険適用課〉

雇用保険事務手続き説明会のご案内



ハローワーク池袋の
イメージキャラクター
コニーちゃん

得喪関係については被保険者の資格取得から離職証明書の記入方法まで、雇用継続給付関係業務は高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付について、それぞれ事務手続き全般の説明をいたします。

【開催日】下記日程表をご覧ください。

【時 間】9時30分～12時

【会 場】ハローワーク池袋 本庁舎 5階大会議室

※出席状況その他の理由によって延期・中止となる場合があります。

参加ご希望の方は、ハローワーク池袋のホームページから「参加申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、池袋雇用保険適用課得喪係あてFAXでお申込みください。電話でも受付しています。

令和7年度 日程

得喪関係業務説明会	継続給付関係説明会
4月17日（木）	5月21日（水）
6月18日（水）	7月16日（水）
9月11日（木）	10月22日（水）
11月27日（木）	
8年2月25日（水）	

■ ハローワーク池袋 雇用保険適用課 得喪係 電話 03（3988）6664 FAX 03（3981）4198

《《 一般社団法人 池袋労働基準協会等の事業のご案内 》》

■安全管理者選任時研修

日 時 6月24日・25日の両日
開催場所 池袋労働基準協会 研修室

詳細はこちら



■安全衛生推進者養成講習

日 時 5月20日・21日の両日
開催場所 池袋労働基準協会 研修室

詳細はこちら



■衛生推進者養成講習

日 時 7月9日
開催場所 池袋労働基準協会 研修室

詳細はこちら



令和7年度 全国安全週間説明会

池袋労働基準監督署など主催

- 日 時 令和7年6月4日（水）13時30分
- 会 場 としま区民センター 多目的ホール
- 参加費 無料
- お申込み方法

産連ニュース4月号に同封した参加申込書にご記入のうえ、5月26日（月）までに板橋産業連合会宛FAX（03-3962-0133）にお申込みください。

池袋労働基準協会

※池袋労働基準協会のホームページから申込書をダウンロードした場合は宛先及びFAX番号が池袋労協会になっています。宛先欄を書き直してご利用ください。

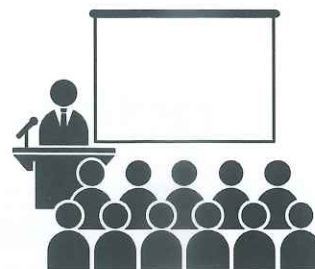


令和7年度 定期総会のご案内

令和7年度 定期総会

- 日 時 令和7年5月27日（火）17時
- 会 場 板橋区立グリーンホール 1階ホール
（終了後、同会場で懇親会を開催します）
- その他 今回の定期総会では決算のほか、役員改選が行われます。

総会のご案内は郵送でお届けしています。同封の出欠連絡はがきを必ずご返送ください。ご欠席の場合は、はがき下部の委任状欄に記名・押印のうえ、ご返信ください。



理事会・専門委員会などの活動報告

- 第5回 事業委員会
開催日：2月19日 18:00～ 次世代育成事業の準備のほか、次期の計画について意見交換した。
- 第5回 総務委員会（仮称・経営委員会）・理事監事候補者選考委員会
開催日：4月10日 16:00～ 役員改選に伴う事務作業のほか、次期の運営体制について協議した。
- 定期監査の実施
開催日：4月21日 11:00～ 会計担当副会長2名が立会い、監事2名により監査を実施した。
- 令和6年度2月理事会
開催日：4月24日 17:00～ 令和7年度の事業計画及び同予算について決議した。

《《《 これからの主な行事予定 《《《

開催日	行 事	備 考
5月27日	令和7年度 一般社団法人板橋産業連合会定期総会	区立グリーンホール1階
5月27日	正副会長などの役員を選考するための臨時理事会	区立グリーンホール会議室
6月下旬（未定）	令和7年度 6月理事会	板橋産連会館2階ホール
9月3日	令和7年度第1回 定期・特殊健康診断	区立グリーンホール1階

- 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》